

令和 2 年 6 月 13 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03470

研究課題名(和文) 民事裁判手続における超個人的利益の保護に関する比較法的研究

研究課題名(英文) The Exceptional Procedural Rules in the Civil Proceedings for the Public and Collective Interests

研究代表者

高田 昌宏 (Takada, Masahiro)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：50171450

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：人事訴訟、非訟手続、団体訴訟手続などの手続では、公益や集团的利益などの超個人的利益を対象とし、独自の手続的規律が設定され、また、通常の民事手続においても、公益的観点から例外的に特別な規律が妥当している事項がある。本研究では、それらが保護法益の特殊性を理由に独自の手続規律を認めることの正当性について、わが国の法制に大きな影響を及ぼしたドイツ法との比較研究に基づき検討を行った。その結果、両国において、職権探知主義に代表される特別な規律が、今日、多様化・相対化しつつあり、超個人的利益を保護法益とすることを理由に一律に独自の規律を適用することにつき再検討の必要があることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事訴訟をはじめとする民事裁判は、伝統的に個人の権利保護を目的とする手続として構築されているが、他方で、個人の権利の保護を超えた公益や集团的利益などの超個人的な利益の保護を担う場面もあり、その範囲は今日、拡大傾向にある。この状況の下では、超個人的利益の保護について民事裁判が今後どのような役割を担っていくかを考えていく必要が、ますます大きくなる。本研究は、民事裁判の手続が、個人の権利や利益に還元できない超個人的利益の保護を担う際に、あるべき裁判手続の規律を考察したものであり、現在の民事裁判の規律を精査し、今後の同規律のあるべき方向を考えるうえでの出発点を提供するものとする。

研究成果の概要(英文)：Certain civil procedures, which search for super-individual interests such as public interests and collective interests, have their exceptional procedural rules. For example, litigation procedures for family affairs, non-litigation procedures and group litigation procedures related to consumer interests have their own special procedural rules concerning the gathering materials on the lawsuits, the effects of the judgement. The project aims to examine if it is necessary to apply exceptional procedural rules because their aim is to protect super-individual interests, by comparing civil proceedings in Japanese law with those in German law, which had a great influence on Japanese legal system. As a result, it was recognized that the special rules represented by judge's investigation in both countries are being diversified and relativizing today, and its uniform application needs to be reexamined.

研究分野：社会科学

キーワード：公益 集团的利益 職権探知主義 人事訴訟 民事訴訟 超個人的利益

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

民事司法または民事裁判を取り巻く法状況は、1996年の現行民事訴訟法の制定による通常民事訴訟手続の刷新に続き、人事訴訟手続法に代わる人事訴訟法の制定、非訟事件手続法や家事審判法に代わる新しい非訟事件手続法および家事事件手続法の制定とさらに大きく変化してきた。また、その後も、消費者保護法の領域で、消費者団体訴訟制度が新設され、さらに2013年には、消費者団体が当事者となって集団的消費者被害回復を実現する訴訟制度も導入されるに至っている。これらの民事司法制度の改革および変化を通じて、民事訴訟をはじめとする民事手続(民事裁判手続)は、伝統的な当事者個人の権利保護の実現という役割だけでなく、一般第三者の利益保護や国家の後見的役割の強化、集団的権利侵害の救済といった「超個人的な利益の保護」のためにも益々重要な役割を担いつつある。例えば、古くから、公益の観点に基づき、人事訴訟や非訟の手続では、弁論主義や処分権主義が妥当し、既判力が当事者間にのみ及び、通常の民事訴訟とは異なり、特別な規律として、職権探知主義の通用や処分権主義の制限など、裁判所の職権的関与を要求する規律が採用されており、これは、新しい人事訴訟法、非訟事件手続法の制定においても基本的に変わっていない。一方、不特定多数の消費者被害などの救済を可能にすべく新たに導入された集団的権利保護訴訟たる団体訴訟については、基本的には、弁論主義の通用など通常の民事訴訟と変わらぬ規範が妥当する場合が多いとはいえ、団体の当事者資格や手続上の処分権などに関して通常の民事訴訟とは異なる規律が設けられている。

いうまでもなく、民事訴訟を中心とする民事手続では、個人の権利保護や個人対個人の私的紛争の解決が主たる任務とされ、それに合わせる形で手続形成が行われてきたが、他方で、上記の人事訴訟などに典型的に見られるとおり、たえず公益が重要な役割を果たしてきたし、そこでは、通常の民事訴訟と異なる規律が根拠づけられ、また、現在そして将来益々重要性を増す団体訴訟などの集団的権利保護の訴訟制度の下でも、個人の権利保護を超える超個人的視点から、通常の場合とは異なる特別な手続形成が問題となることが窺えるように思われる。しかし、これらの個人の権利保護を超える超個人的利益が深く関わる手続とはいえ、それぞれの手続において実現が目指されている超個人的利益がどのような性質の利益であり、そもそも保護法益としての実体的利益なのか、伝統的に超個人的利益の代名詞ともいべき公益と同一視できるものか、また、個人的権利・利益の保護を標榜する伝統的な民事手続とは異なる手続的規律が採用されている部分について、その特別な規律がなぜ正当化されるのか、そもそもその種の規律が、超個人的利益の擁護という目的にとって妥当な規律と認められるのかは、それらの規律が、現行民事訴訟法制定から四半世紀の間に大きく変わってきた民事手続法の領域に存在するだけに、今後の民事手続法のあり方を考えるうえでも重要である。

### 2. 研究の目的

本研究は、1996年に現行民事訴訟法が制定されたのち、人事訴訟法と非訟・家事事件手続法の制定、ならびに消費者団体訴訟立法という、民事裁判手続を取り巻く諸制度および諸法が刷新されるなか、民事裁判手続の伝統的な制度目的である個人の権利保護とならんで、公益や集団的利益などの「超個人的利益」の保護が民事裁判手続において益々重要な意義を獲得していることを前提にして、民事裁判手続の役割のなかでの超個人的利益の保護の位置づけと、同手続における超個人的利益の保護のための手続規律のあり方を検討することを目的とする。より具体的には、個人的利益の枠におさまらない公益や集団的利益といった諸概念を探求し、それらの利益の保護に関わる手続法的規律について、現行法の状況とその妥当性を、比較法的視点も考慮しつつ検討することにより、民事裁判手続における超個人的利益の保護とそのための手続法規律のあり方を考察する。

### 3. 研究の方法

(1) 民事手続において超個人的利益(公益、集団的利益など)の保護に関わる領域としては、手続対象自体が超個人的利益を内容とする手続と、国家の設営する手続としての裁判手続自体の性質から超個人的利益に関わる手続的事項とがあり、それぞれについて、通常個人(私人)の権利または利益の保護を柱とする一般の民事手続とは異なる規律が、程度の差はあれ、認められている。そこで、民事手続の領域を、ととに分けて、それぞれを考察の対象とする。

(2) まず、については、人事訴訟や非訟手続のように、手続の対象が公益に関わると解されていることから、通常の民事手続と異なる規律(例えば、処分権主義の制限や職権探知主義の妥当など)が妥当する手続と、近時、消費者保護法の領域で展開が著しい集団的権利保護のための民事手続が、とくに重要であると考えられる。これらのうち、前者については、公益や国家的利害に基づき、職権探知主義などの規律が根拠づけられていることから、そこで重視されている公益や国家的利害の内容を確認するとともに、それと関連づけられる現行の人事訴訟法等における手続原則または手続規範の内容および妥当性を検証する。そのための方法としては、それらの手続において問題となっている法益を分析するとともに、それと現行法の手続規律との関係を考察する。その際、人事訴訟法等の母法であるドイツの法制度・規律ならびに理論状況を分析し、両国の比較を試みる。

後者については、消費者契約法において導入された消費者団体訴訟の制度と、消費者裁判手続特例法によって導入された消費者団体による消費者被害回復裁判制度を中心に、消費者被害の危険の予防および被害の回復のための民事手続においてどのような法益が保護され、また、その

目的のためにどのように手続が形成されているかを考察する。そして、この考察に際しても、これらの制度の際に参考にされた諸外国の制度、とくにドイツの団体訴訟制度などとの比較を行いながら、わが国の消費者の集団的権利保護のための民事手続の規律について、その妥当性を検証することを試みる。

(3) の関係では、国家の設営する裁判手続として、に該当しない民事手続においても、様々な面で公的・超個人的要素が介在し、その結果として、職権的要素が手続規律や手続形成に取り入れられている。そこで、通常の民事手続において、裁判官の職権による事実解明活動などが要求されている場面での超個人的または公的な利益を抽出し、そこでの手続規律とその正当化根拠を考察する。

(4) 以上の および の両方の側面からの考察を進めることにより、民事手続において超個人的利益とも言うべき利益の中身とそれが保護されるべきか、保護されるとしてどのような手続規律によりそれが実現されるべきかを考える指針を探る。

#### 4. 研究成果

(1) わが国の民事手続のなかで、手続原則（職権探知主義など）や裁判の効力（判決の対世効など）に関して特別な規律を有する手続として、人事訴訟や非訟の手続を、まず挙げることができる。これらの手続の特殊性は、従来、手続対象が持つ公益性を根拠として認められていることから、これらの手続を考察対象の1つとして研究を試みた。

これまで、上記の手続における公益の具体的内容が十分に説明されてきたかは、疑問があるが、人事訴訟や、それとつながる家事非訟が、身分関係を対象とすることから、私人の意思を超越した客観的事実に従った画一的処理という、通常の私的財産関係とは異なる手続目的に、両手続の規律の特殊性の理由が求められてきたと考えられる。この点について、わが国の近時の理論状況を鳥瞰すると、公益的な手続目的について、従来よりも詳細な分析が試みられ、例えば、人事訴訟事件でも、離婚・離縁事件と親子事件では、公益性について違いがあり、とりわけ離婚・離縁事件において、強い公益性に依拠した職権探知主義型の審理が従来どおり妥当するかが、問題視され、また、非訟事件についても様々な事件類型の存在が認識されるに伴い、従来の意味における職権探知主義の規律の全面的・一律的適用に異論が唱えられつつある。このような学説傾向から、人事訴訟と非訟のいずれにおいても、異なる事件類型ごとに、特別な規律の前提とされている公益性や客観的真実志向について、より掘り下げた分析とそれに伴う従来の手続規律の相当性を検証する必要性を確認することができる。

わが国の人事訴訟法と非訟法の両者の母国であるドイツでは、両者は、現在、家事・非訟事件手続法（FamFG）という統一的な法典で規律されているが、そこでは、ドイツの通常の民事訴訟とは異なり、職権探知主義をはじめとする特別な手続規律が多く妥当している点は、わが国と大きく異ならない。しかし、例えば、職権探知主義が原則としての通用を認められる理由としては、公益の擁護が、一般的に持ち出されるにとどまり、そこでの公益の概念に関する掘り下げた考察は行われておらず、また、公益性と、職権探知主義の適用の際の規律とを関連づけた研究も、さほど見られない。もっとも、ドイツの家事・非訟事件手続法のもとでは、わが国の人事訴訟に相当する事件類型においても、職権探知主義などの手続原則が、基本的に非訟と同様の規律に服せしめられ、一般的な学説および判例によれば、手続において裁判所が実体的真実発見の探知義務を負うものの、探知活動の限界については、無制限ではなく、義務的裁量に委ねられることが広く承認されており、また、当事者が事実解明に協力することが可能であるのに協力を拒絶する場合、裁判所は探知義務を負わないと一般的に解されていることが明らかになる。この点は、ドイツ家事・非訟事件手続法の制定後も、あまり変わっていないことが確認できる。

ドイツでは、公益を理由に職権探知主義が妥当するとされる手続法として、刑事訴訟法や行政訴訟法などもあり、実体的真実発見の要請が強く働いている。わが国では、刑事訴訟も行政訴訟も職権探知主義の通用を受けないが、公益保護の要請の強い手続法における手続規律を考えるうえで、ドイツのこれらの手続法の考察は参考になる。とくに行政訴訟のように民事手続に隣接する領域では、職権探知主義に対する研究が比較的行われており、わが国の行政法学者によるいくつかの先行研究成果も踏まえると、職権探知主義が妥当する諸手続法において、職権探知主義の規律が一樣ではなく、その規律内容が法領域によって相対化する現象が見られる。相対化の根拠が何に求められるかは、各手続法が対象とする事件の公益性の度合いによるものか、なお検討の必要があるが、ドイツにおいて、一般に権能と義務の一体化として捉えられてきた職権探知原則のあり方の精査および見直しが進められていることは、職権探知主義の審理構造の今後を考えるうえで重要な認識として位置づけられる。

(2) 私法の領域での超個人的利益の保護のため、わが国でも進展が目覚ましい消費者団体訴訟制度の関係では、そこで問題となっている超個人的利益の内容と、それと結びついた手続規律とに考察の目を向けた。わが国に先駆けて団体訴訟を導入したドイツでは、団体訴訟において保護される消費者利益が個人的な権利・利益を超えた利益として位置づけられ、そのため、私人の権利保護を第一次的な制度目的としてきた通常の民事訴訟やその制度目的との関係が問われる。わが国でも、ドイツを範とした消費者団体訴訟制度が導入されて以後、その法体系的な位置づけをめぐり、様々な見解が提唱されている。そこでは、団体訴訟によって保護される利益を、私益と公益との中間的利益として位置づける傾向が強い一方、中間的利益のなかでの細分化も試みられている。ドイツでも、従来から、集団的利益または公益への位置づけが議論されてきたが、と

りわけ予防的権利保護の役割に資する不作為請求のための団体訴訟制度では、個々の消費者を超えた消費者全体に関わる利益、公正な競争秩序などの制度保護や法遵守に関する公益の擁護のための訴訟手続としての位置づけが相対的に有力である。それだけにわが国にもまして公益保護の側面が強調される傾向が見られる。その場合、通常の民事訴訟の制度目的としての個人の権利保護との関係が問われるが、集団的権利保護として民事訴訟の役割のなかに位置づけつつも、婚姻・親子関係事件などと同様、二次的な役割・目的として解していることが、民事訴訟法の教科書や体系書の記述において同制度が占める位置から窺い知ることができる。

団体訴訟制度などの保護法益と、その法益実現のための手続規律のあり方としては、同制度によって賭けられる利益の特性のゆえに、上記の職権探知主義に象徴される裁判資料の収集、(訴訟上の和解などの)当事者による処分許容性、裁判の効力の物的対象と人的範囲、多重的訴求、当事者の資格など、さまざまな特別な規律の要否が問題となりうる。これらの規律については、わが国の消費者団体訴訟制度や消費者の集団的被害回復訴訟制度でも、当然検討の対象となりうるし、実際、それらの手続では固有の手続規律や制度を設けている。このうち、裁判資料の収集の側面とくに注目すると、わが国でもドイツでも、特別な規律が置かれていない。例えば、人事訴訟などの公益に関わる訴訟では、職権探知主義が採用されているのに対し、団体訴訟では、そうした規律は導入されていない。わが国では、消費者団体訴訟制度が、法律によって付与された適格消費者団体の差止請求権を基礎にし、私権として構成されていることから、通常の民事訴訟ルールと同様に弁論主義の通用を認めている。またこの点の規律に異論を唱える声を耳にすることはない。

一方、ドイツでは、公益擁護を団体訴訟制度の目的と捉える傾向が強いことから、人事訴訟と同様、職権探知主義によるべきとの見解があるものの、一般的には、私的イニシアティブに基づく、そして私的利益を動員した訴訟として、通常の民事訴訟と同様に扱うことから、訴訟結果の影響力(既判力)もその当事者間にのみ限定され(約款規制のための団体訴訟の場合の例外はあるが)、裁判資料の収集には、弁論主義の通用が広く支持されている。その意味で、私的団体のイニシアティブを利用した公益擁護のシステムとすることができる。このように、(人事訴訟とは異なり)裁判所の職権主義的・積極的関与型ではない公益擁護のあり方が存在することが、以上の考察から明らかになる。ただ、このような公益擁護のあり方の前提としては、かりに団体訴訟が団体側敗訴で終わっても、その影響は、他の団体や消費者に及ばないとの規律を前提にしていることが注意されなければならないし(その意味で、わが国の集団的消費者救済のための訴訟制度における異なる規律の妥当性の検証が必要となる)、他方で、その種の訴訟で重要な役割を果たす規範事実については、職権探知や職権証拠調べなどの裁判官による積極的関与を唱える見解が有力であることにも、今後、注目する必要がある。

(3) 通常の民事手続では、私的利益が専ら問題となることから、手続進行のように手続の迅速・経済に関わる領域はともかく、通常は、当事者主義の諸原則が優越し、裁判資料の収集では、弁論主義が、原則として妥当する。しかし、一方で、通常の民事手続であっても、さまざまな事項や局面で、公益や公益的契機と密接な関わりのある職権主義的規律が現れる。例えば、訴訟要件(とくに専属管轄、裁判権)、法規・経験則などの職権調査事項、公益的一般条項、職権的関与に関わる釈明制度、一部の職権証拠調べなどが挙げられる。ここでは、公益的関連がまず想定できる職権探知に服する事項に着目した。例えば、経験則や法規は、必要のある場合に裁判所の職権調査により明らかにされる必要があるが、これらの事項に関する知見の利用に関連して、近時のインターネットの普及に伴う情報収集手段の拡大により、裁判官自らの職権による調査可能性の拡大と、それに伴う裁判官の私知の利用可能性の拡大という事態が現実化しつつある。この点については、ドイツですでにいくつかの研究成果が公表されており、それらの分析を通じて、裁判官の職権探知に問題性が存在することを窺い知ることができる。職権探知が公益的なものによって支えられるとするならば、公益的視点を明確に指定したうえで、この職権探知の統御を図ることが、今後重要な課題となるように思われる(こうした点に関連して、裁判官の私知の利用可能性や、証拠調べ後の裁判官の交代があった場合の、新裁判官の職権による証拠調べの再施の可否の問題、証人尋問の際の裁判官による職権尋問の意義など、いくつかの裁判官の職権的な情報収集や審理方式について、ドイツとの比較法的考察を行い、その成果の一部を複数の記念論文集への寄稿論文の形で公表した)。

これらの個別的な手続規律に現れる職権的審理方式の考察を通じ、形式的真実主義のもとにあるとされる通常の民事手続において、職権的審理の要素が、公的な司法制度としての民事手続の目的実現という公的契機に支えられていることが明らかにされた。自力救済に代わる公的制度としての民事手続が持つ公益的視点が、民事手続の規律のあり方を考えるうえで、通常の民事手続の対象の私的性質から導かれる「当事者の手続形成の自由」と緊張関係にある「裁判所の職権活動」の限界を画することが推察できる。

(4) 以上のように、手続対象の公益・超個人的利益の観点からの手続規律という側面と、民事手続自体の制度的な公益性からの手続規律という側面の双方から、手続規律のあり方に考察を加えたが、その際、とくに、両側面で共通に問題となる裁判官の職権的・積極的な活動に関する規律を手がかりに考察を行った。それにより、主として個人的・個別利益に還元できない場合が多い公益または超個人的利益への配慮が、法領域によっては、伝統的な意味における職権探知主義の通用などの規律によって担保されているものの、規律内容が多様になりつつある法領域があることが、とりわけドイツを含む欧州において確認できる。また、公益擁護の側面が重要で

あっても、私法上の団体訴訟のように通常の民事訴訟とほとんど変わらない手続規律が妥当する領域が存在することからも、公益擁護を目的とする民事手続における規律の多様化を窺うことができる。また、他方で、公益的視点に鑑みて裁判官の職権的関与が問題となる事柄については、通常の民事手続内であっても、職権探知などの規律が通用する場合が多く見られるが、伝統的な釈明権・釈明義務の行使範囲の議論とも共通する裁判官の中立公平の要請との緊張関係から、職権探知の活動は、その役割と活動範囲が問題となりうる。情報化社会の進展のもと、裁判官の探知可能性の拡大と相まって、今後は、裁判官の職権的活動に関する規律のあり方が再検討されなければならないであろうとの認識が得られた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 三木浩一、山本和彦、松下淳一、村田渉（以上、編著者）、高田昌宏、ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 印刷中
3. 書名 民事手続の法理と実践－加藤新太郎先生古稀祝賀論文集	

1. 著者名 加藤 新太郎、中島 弘雅、三木 浩一、芳賀 雅顕（以上、編著者）、高田昌宏、ほか33名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 920
3. 書名 現代民事手続法の課題－春日偉知郎先生古稀祝賀	

1. 著者名 高田 裕成、山本 弘、山本 克己（以上、編著者）、高田昌宏、ほか48名	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 1430
3. 書名 民事訴訟法の理論－高橋宏志先生古稀祝賀論文集	

1. 著者名 Alexander Bruns（編著）、高田昌宏、ほか16名.	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Mohr Siebeck	5. 総ページ数 335
3. 書名 Tradition und Innovation im Recht (Freiburger Rechtswissenschaftliche Abhandlungen 19)	

〔産業財産権〕

[その他]

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----